

全建事発第 124 号

令和 5 年 3 月 7 日

各都道府県建設業協会
専務理事・事務局長殿

一般社団法人 全国建設業協会
専務理事 山崎 篤男
〔 公 印 省 略 〕

監督処分基準の改正、資源有効利用促進法に基づく
省令等の改正について（情報提供）

平素は本会の活動に対しまして格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、近年、自然災害の激甚化・頻発化により不適切な盛土等による土砂災害リスクが増加していることを受け、令和 4 年 5 月に「宅地造成等規制法の一部を改正する法律」が成立したところです。

この度、国土交通省より、本制度が令和 5 年 5 月 26 日から施行されることに伴い、「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準について」の一部を別添の通り改正し、改正後の基準によって監督処分を実施することの旨の情報提供がありました。また、併せて「資源有効利用促進法に基づく省令改正」および「ストックヤード運営事業者登録規定」等についても同日、公布がされております。

つきましては、ご多忙のところ誠に恐縮ではございますが、貴会会員企業の皆様へ別添資料の内容について、周知賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

【添付資料】

- 01_国交省通知文
- 02_建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準（令和 5 年 3 月 3 日改正）
- 03_【新旧対照表】建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準
- 04_資源有効利用促進法に基づく省令改正（国土交通省令第 6 号）
- 05_ストックヤード運営事業者登録規程（国土交通省告示第 157 号）
- 06_建設発生土の一時置場を定める件（国土交通省告示第 158 号）

以 上

担当:事業部 川瀬

TEL:03-3551-9396

FAX:03-3555-3218

e-mail:jigyo@zenken-net.or.jp